

自主防災組織 活動のしおり



いわき市

—目次—

第1章 自主防災組織

- 1 自主防災組織の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 3 自主防災組織の活動
 - (1) 平常時の活動
 - ①平常時の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
 - ②書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
 - ③避難行動要支援者制度・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
 - ④地区防災計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
 - ⑤地区防災マップの作成・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
 - ⑥防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・P10
 - ⑦家庭内対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・P13
 - (2) 災害時の活動
 - ①地震時の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17
 - ②風水害時の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22
 - ③市の避難指示等の判断基準及び対象区域・・・・・・・・P25
 - (3) 防災情報等の活用
 - ①いわき市防災メール配信サービス・・・・・・・・P29
 - ②エリアメール（緊急速報メール）・・・・・・・・P30
 - ③防災ラジオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30
 - ④Yahoo! 防災速報アプリ・・・・・・・・・・・・・・・・P31
 - ⑤テレビのデータ放送・・・・・・・・・・・・・・・・P31
 - ⑥防災に関するホームページ・・・・・・・・・・P32
 - ⑦災害用伝言ダイヤル（171）・・・・・・・・・・P33
 - ⑧災害用伝言板（web171）・・・・・・・・・・P34
 - ⑨防災行政無線電話応答サービス・・・・・・・・P34

第2章 災害の基礎知識

1 地震

- (1) 地震発生のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P35
- (2) 海溝型（プレート境界型）地震・・・・・・・・・・ P35
- (3) 直下型（内陸型）地震・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
- (4) 津波・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
- (5) マグニチュードと震度・・・・・・・・・・・・・・・・ P37
- (6) 緊急地震速報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P38

2 風水害

- (1) 日本の風土と地理的条件・・・・・・・・・・・・・ P39
- (2) 台風・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P39
- (3) 土砂災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P41
- (4) 外水氾濫と内水氾濫・・・・・・・・・・・・・・・・ P43
- (5) 注意報と警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P43
- (6) 特別警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P44

第3章 資料集

- 資料① 自主防災会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P47
- 資料② 自主防災会防災計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P53
- 資料③ 自主防災会実績報告書・・・・・・・・・・・・・・ P69
- 資料④ 自主防災会年間活動計画書・・・・・・・・・・・・ P71
- 資料⑤ 防災資機材一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P73
- 資料⑥ 自主防災組織設立届・・・・・・・・・・・・・・・・ P75
- 資料⑦ 自主防災組織変更届・・・・・・・・・・・・・・・・ P76
- 資料⑧ 自主防災組織統合（廃止）届・・・・・・・・・・・・ P77
- 資料⑨ いわき市自主防災組織の結成促進及び育成指導に関する要綱
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P78

第 1 章 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

大地震や台風等による大規模災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておかなくてはなりません。

しかし、ひとたび大地震や風水害が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があることに加え、大規模災害の発生直後は、行政機関自らも被災し、行える活動には限界があります。

このような時、普段から顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、互いに協力しながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

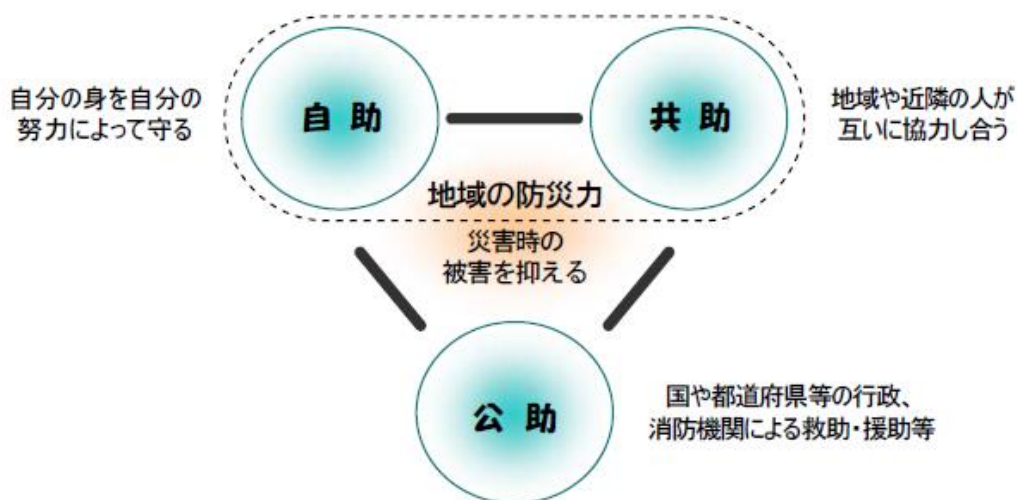


2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時には地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行います。

また、実際に災害が発生した際には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出・救助、避難誘導、避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っております。

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が適切に機能することにより、被害の軽減を図ることができます。



3 自主防災組織の活動

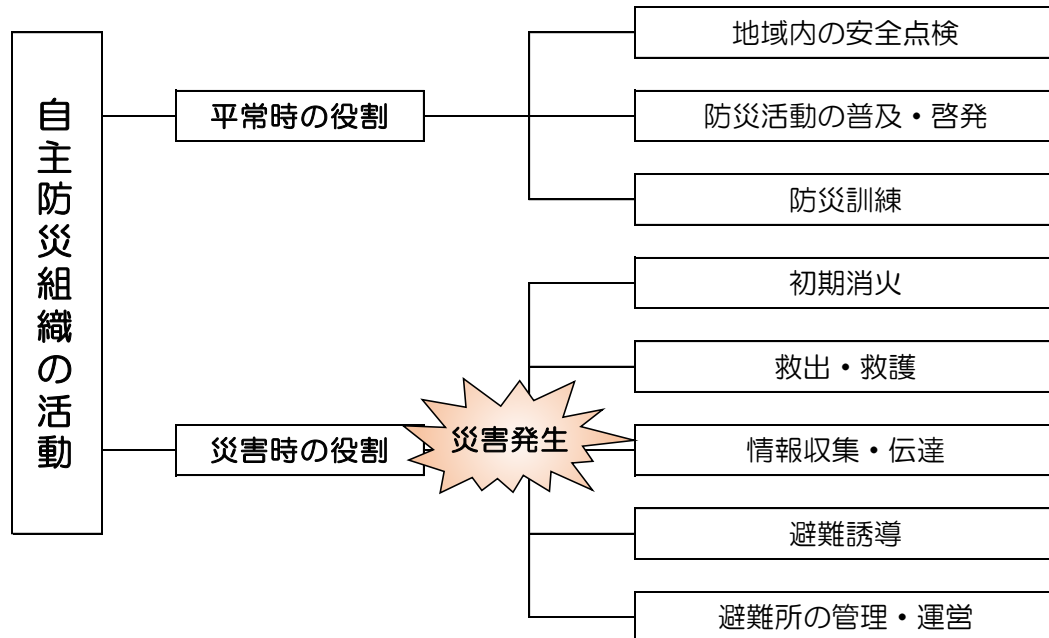
(1) 平常時の活動

①平常時の活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性にもとづき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが大切です。

また、自主防災組織の新規結成時に規約及び防災計画の提出をいただいておりますが、結成から相当な年数が経過し、規約及び防災計画の引継ぎが行われていない場合や各地区の人口増減により発足当時と状況が異なる場合もあることから、改めて組織の確認や規約及び防災計画（自主防災組織の編成表を含む）を確認しておく必要があります。



②書類の提出（資料集：P46～P76）

自主防災組織の新規結成、変更、統合（廃止）があった場合には、該当する届出書、規約、防災計画（編成表を含む）を提出してください。

ただし、規約、防災計画の内容に変更があった場合には、随時提出してください。

実績報告書及び年間活動計画書については、毎年提出をお願いします。

なお、実績報告書及び年間活動計画書の提出方法、時期等につきましては、毎年3月に各自主防災組織の代表者に市から提出をお願いする文書を送付いたします。



（ア）規約（資料集：P46～P51）

自主防災組織の活動を円滑に行うために、組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にし、記載例を参考に規約を作成してください。

なお、規約には、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について定め、総会等において、住民皆さんの合意を得てください。

（イ）防災計画（資料集：P52～P67）

災害発生時、自主防災組織があわてず効果的な防災活動を行うためには、あらかじめ防災計画を立てておくことが必要です。策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にはどう活動するかなど、記載例を参考に防災計画を作成してください。

自主防災組織の編成は、基本的に取りまとめの会長、副会長、班長を中心とした役割別の活動班の構成となります。

津波、水害、がけ崩れなどの地域の実情を考慮するなど、昼間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合とで班編成人員を考えておきましょう。

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長を置き、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定めます。

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも一つの方法です。

また、市では構成員の高齢化や人口減少が進行する中で、自主防災組織が無理なく活動を行い、災害時における「共助」の役割を果たすためには、地域内で自主的に活動を進めるための防災リーダーの育成が必要であると考え、防災の基礎知識の技能の取得を目的とした「防災士」の資格取得者の養成を行っています。最終的には、各自主防災組織に1～2名の有資格者を配置することができるよう進めていることから、この「防災士」を活用していくことも検討してください。

編成班名		日常の役割	災害時の役割
会長及び副会長	→	全体調整 他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出救護班	→	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
防犯・安全点検班	→	危険箇所等の巡回・点検	二次災害軽減のための広報 防犯巡回活動

（ウ）実績報告書及び年間活動計画書（資料集：P68～P71）

自主防災組織の毎年度の活動を点検し、次年度の取り組みに活かしていただくことを目的とし、記載例を参考に年間の実績報告書及び年間の活動計画書を作成してください。

市では、提出いただいた実績報告書及び年間活動計画書を取りまとめ、今後の自主防災組織の活動の現状を把握し、支援のための検討をする資料として活用していきます。

(エ) 防災資機材一覧表(資料集：P72～P73)

市では自主防災組織の結成時に資機材等の購入補助を行っていますが、引継ぎが行われていないケースもあることから、記載例を参考に防災資機材一覧表を作成してください。

なお、資機材等は日頃から定期的に点検・整備し、有事に備えておくことが必要です。

防災資機材としては、以下のようなものが考えられますが、地域の実情に応じ必要なものを選択しましょう。

情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ、ヘルメット、とび口
水防用	防雨シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、ヘルメット
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレ
避難用	強力ライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛
給食・給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ガスボンベ
訓練用	模擬消火訓練装置、訓練用消火器、視聴覚機器（DVD等映像機器）
その他	簡易収納庫、防災倉庫、リヤカー、ビニールシート、発電機、携帯電話用充電器

③避難行動要支援者制度

避難行動要支援者とは、災害時に必要な情報を把握したり、独力で安全な場所に避難することが難しい人たちをいいます。

【避難行動要支援者名簿に登録する対象者】

次のいずれかに該当する者のうち、施設入所者等を除いた在宅者を対象とします。

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1～2級を所持する者
- ・知的障害者で療育手帳Aを所持する者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・特定疾患医療受給者証を所持する者のうち重症認定を受けている者
- ・その他市長が必要と認める者

【避難支援等関係者への情報提供】

要支援者名簿情報の提供は、第三者への個人情報提供について、同意を得られた方の情報のみを次の避難支援等関係者に対して行います。

- ・自主防災組織または行政区長
- ・いわき市消防団
- ・民生・児童委員
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・警察機関



●隣近所での助け合い

災害時に隣近所で声を掛け合えるよう、日頃から近所の交流の深めておきましょう。災害時に助けを必要とする人には、隣近所同士で助け合って対応することができる「コミュニティづくり」を進めましょう。

●災害時の支援体制

一人の避難行動要支援者に複数人で協力するなど、避難行動要支援者を支援できる体制を自主防災組織の中でつくっておきましょう。地域の福祉関係関係者などと支援の方法を協議し、連携を図ることが大切です。なお、社会福祉法人いわき市社会福祉協議会では、「避難行動要支援者マップ作成事業」を実施しており、避難行動要支援者への支援体制の構築について支援を行っています。

●自主防災組織としての取り組み

支援や対応を考えるためには、避難行動要支援者のハンディキャップの内容や災害時における大変さを周囲が理解しておく必要があります。日頃

から、広く住民に協力を呼びかけ、地域全体で理解の促進を図ることが大切です。

避難行動要支援者への支援は、災害発生時だけを考えればよい問題ではありません。支援を必要とする避難行動要支援者が、どのような支援を求めているか、その内容は一人ひとり異なります。周辺の活用可能な社会資源、避難方法、地域との関わり、日常の行動パターン等について、日常のコミュニケーションを通じて個別の状況を確認しておく必要があります。

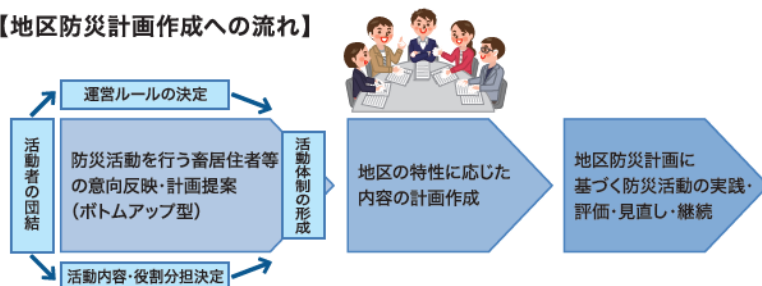
④地区防災計画の作成

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となったいわゆるボトムアップ型の計画です。地区防災計画の特徴は、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した域密着型計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることにつながる可以被えられます。

また、各地区の特性や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計することができます。

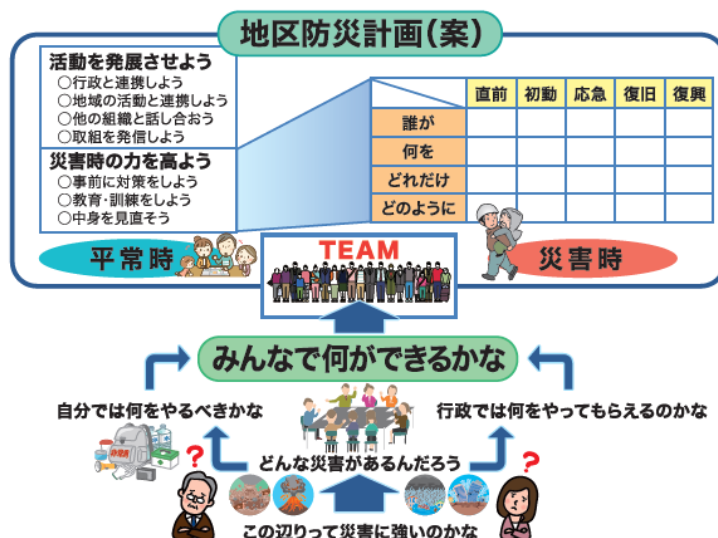
なお、単に地区防災計画を作成するだけでなく、日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づく防災活動を実践するとともに、定期的に評価や見直しを行いつつ、防災活動を継続することが重要です。

【地区防災計画作成への流れ】



出展：地区防災計画ガイドライン(平成26年3月 内閣府防災担当)

【地区防災計画作成のイメージ】



出展：地区防災計画ガイドライン(平成26年3月 内閣府防災担当)

⑤地区防災マップの作成

地域内の危険地域や防災施設などを把握したら、その状況を盛り込んだ防災マップを作成します。地区防災マップは、その地域の土砂災害などの危険地域、危険な施設・設備、幹線道路、自主防災組織本部、避難所等の各種防災上必要な施設・設備を記入したもので、地域の防災上の課題を把握するのに役立ちます。

市では、住民自らが地域の災害リスクや避難方法を再確認するとともに、マップの作成を通じ、地域内での役割や協力体制を構築しながら、地域コミュニティの維持・活性化を図り、「共助力」の強化につながる地域の取組みを支援しています。

【作成イメージ】



⑥防災訓練の実施

(ア) 防災訓練の目的

いつ災害が発生しても対応できるようにするためには、個人として災害時にとるべき行動を考え、実行してみるとともに、自主防災組織として平素から防災訓練を行い、防災活動に必要な知識・技術を習得しておく必要があります。また、防災訓練を通じて、日頃の活動や計画に生かせる反省点・教訓等を得ることも訓練の目的の一つです。

(イ) 訓練の成果をあげるために

防災訓練における成果は、第1に「災害発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身につくか」の2つに大別されます。訓練をしても、発生した災害に適応できなかつたり、訓練そのものの内容的な問題で、住民の中に防災知識が根付かなければ、便宜上行っているだけになります。訓練の成果を上げるためには、以下のポイントを検討し、実施しましょう。

(i) 関係機関との調整

訓練の実施計画ができたなら、早い段階で消防署に内容を検討してもらい、協力を依頼します。

消火訓練や救出救助訓練などは危険を伴いますので、消防署との入念な打ち合わせが不可欠となります。また、訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です。

(ii) 地域の特性に応じた訓練の実施

土砂災害等の危険地域か、住宅密集地で延焼火災の危険地域かなど、その地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。



(iii) 訓練参加の呼びかけ

より多くの人に参加してもらうことができるよう、訓練日時は、回覧板、チラシなどを利用して、訓練の実施を地区の住民に周知しましょう。

(iv) 興味をもって参加、楽しめる訓練の計画

防災訓練の内容がいつも同じでは、参加者は減少します。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良い機会です。防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。

(ウ) 事故防止

訓練中の事故を防ぐため、以下の点に注意してください。

危険を伴う訓練には専門家の指導を受けましょう

- ◆ 消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。

事前に十分な説明をします

- ◆ 訓練を始めるには、必ず事故防止について参加者に注意をしましょう。
- ◆ 訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。

服装は訓練に適したものを着用します

- ◆ 服装は訓練に適したものとし、軍手・ヘルメット（防災頭巾）を着用しましょう。

訓練中に事故が発生した場合は適切な措置をします

- ◆ 訓練中、整理・整頓に気を付けましょう。
- ◆ 訓練中には、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

(エ) 各種訓練

市では、自主防災組織が行う防災訓練の指導など、各組織が取り組む地域防災力の強化を目的とした活動に対し、積極的に支援を行います。

また、防災知識の普及・啓発、訓練や災害時に役立つ情報を動画で紹介していますので、是非、ご活用ください。

【いわき市防災講座（YouTube）】



※読み取ると「いわき市防災講座」のサイトに移ります。

【訓練項目】

＜いわき市消防本部で行っている訓練メニュー＞

	項目	内容
1	災害図上訓練	災害図上訓練DIG (Disaster Imagination Game) を行い、地図を使って、地域の自然条件や、道路、鉄道などの町の構造、防災上の資源などを整理し、視覚的に地域の防災力を知る力を養います。
2	各種講話	火災や自然災害など各種災害に関すること、誤嚥防止や熱中症の予防などの事故防止に関することについて講話などを行います。
3	初期消火訓練	消火用バケツや消火器等を使用して、火災の初期消火技術を習得する訓練を行います。
4	救急講習	心肺蘇生法、止血法、包帯法及び搬送法など、負傷者の応急手当の方法や安全な場所への搬送方法等について習得する訓練を行います。
5	通報訓練	火災や救急に関して、正確かつ迅速に消防へ通報する訓練を行います。
6	情報伝達訓練	地域住民の安否、地域内の被災状況、災害危険箇所の状況等を調査し、情報を正確かつ迅速に収集し、自主防災組織本部や市災害対策本部へ報告するとともに、防災関係機関の指示等を正確かつ迅速に地域内の住民に伝達する訓練を行います。
7	避難訓練	各個人が避難時の携行品や服装等を整えて、屋外へ避難する訓練。また、自主防災組織としては、防災計画に定める避難場所まで迅速かつ安全に避難する訓練を行います。

そのほか、市民の皆様の自発的な生涯学習活動を支援するため、市役所がかわっている仕事を学習メニューとして取りそろえた「いわき市役所出前講座」を行っています。

「もしものに備える」講座として、地域の防災力を高めたり、大雨に対して備えたりすることを目的として講座を行っていますので、ぜひご活用ください。

【自主防災組織の訓練に関するお問い合わせ先】

いわき市消防本部警防課 24-3943

【いわき市役所出前講座に関するお問い合わせ先】

いわき市教育委員会生涯学習課 22-7556

⑦家庭内対策の促進

(ア) 家屋の耐震診断と補強

木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などについては、市住まい政策課住宅計画係（22-1178）へお問い合わせください。

木造以外の建物については、専門家に依頼するようにしましょう。



また、門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものがあります。外のブロック塀や塀の上の固定していないプランター等のある家には点検・改善を呼びかけてください。



<市の支援事業>

- ・ ブロック塀等撤去支援事業 建築指導課 22-7516

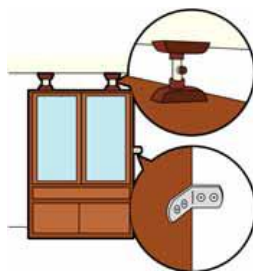
<相談窓口>

- ・ 福島県建築士会いわき支部 22-4433
- ・ 一般社団法人福島県建築士事務所協会いわき支部（有限会社酒井晃建築設計事務所） 28-2002

(イ) 家具等の転倒・落下防止

家具の転倒による被害を防ぐため、タンス、食器棚などの家具は、動かないようあらかじめ固定しておきましょう。

また、倒れた家具は外へ逃げる際の障害にもなりますので、避難経路沿いには、なるべく物を置かないように心がけましょう。



(ウ) 家族内の役割分担

家族みんなの防災意識を高め、各人の役割分担や連絡方法を確認するため、月に一度は防災に関する家族会議をひらきましょう。

【家族会議での主な確認事項】

- ①地震が起こったときの身の守り方
- ②家族がバラバラに離れるときに災害が発生した場合の連絡方法
- ③避難場所と避難経路
- ④火の始末、非常持ち出し品など災害時における家庭での役割
- ⑤応急手当の仕方



(エ) 食料・飲料水の備蓄

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることが考えられます。また、行政による救援活動もすぐには行われません。

各家庭においては、ローリングストック法（食べながら更新する方法）の活用などにより、家族の7日分の食料や3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）の備蓄に努めましょう。乳幼児の粉ミルクやおむつ、生理用品、食物アレルギー対応食など個別の症状等に応じて特別の配慮が必要な者に係る食料等については、発災直後は入手しづらい状況となることから、平時時から7日以上分の分量を自ら確保するように努めましょう。

また、地震発生後には断水となる可能性があるため、水汲み用ポリタンク等を用意しておきましょう。

- ・食料はできるだけ火を通さず食べられるもの7日分
- ・飲料水は、1人1日3リットルを3日分

冷蔵庫・冷凍庫の食材を活用		調理器具の備え	
1〜2日	食パンや野菜等は自然解凍により食べる事も可能。 冷蔵庫に食材を買い置きし、冷凍庫にもご飯や食パン、野菜、冷凍食品等の備蓄を。	水は溶かして飲料水として活用も可能。 停電時、クーラーボックスや保冷剤等を活用して食材の保存を。	カセットボンベ1本で約60分使用可能。 1ヶ月で約15本必要（1日30分使用の場合）。 カセットコンロ・ボンベ 停電時等、冷蔵庫の食材や非常食を調理するために必須。
ローリングストック法で備蓄した非常食を活用		その他のアイデア	
3〜7日	ローリングストック法 定期的（1ヶ月に1、2度）に食べて、食べた分を買い足し備蓄していく方法。食べながら備えるため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として扱えます。 その他備蓄しておく良いもの 乾麺（ラーメン・パスタ等）ゆで時間の短いものを。 缶詰 野菜や果物の缶詰で栄養を。 フリーズドライ食品（スープ等） スープ類は食欲が無い時でも摂取可能。	乾物 ミネラル・食物繊維の補給を。 漬物 伝統的な保存方法で。 家庭菜園 庭やベランダ等も活用して菜園を。	

※上記の日数・組み合わせは一例です。ローリングストック法等で1週間分の非常食を備えておくことで安心です。
※1週間分の飲料水、また生活用水も備えましょう。飲料水は1人1日3ℓ×家族分の準備を。

(オ) 非常持出品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

また、感染症対策として、マスクやアルコール消毒液、自身の健康状態を確認できるように体温計など可能な限り必要なものを準備しましょう。

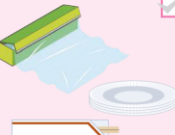
非常持ち出し品

避難時に持ち出すものです。
リュックサックなどに入れておきましょう。



非常用備蓄品

災害発生後、復旧するまでの数日間を自宅で過ごすために、最低限必要なものです。1人3日分を目安に準備しておきましょう。

食料など  非常食・水 (水は1人あたり9ℓ程度)  ラップ・紙皿・割りばし  カセットコンロ カセットボンベ	衣類など  下着類  防寒着  毛布・ブランケット	日用品  ウェットティッシュ  携帯トイレ  ライター	 体拭き ウェットティッシュ  新聞紙 (保温材・敷物などに)  乾電池	 トイレットペーパー  タオル  電池交換式バッテリー
---	--	--	--	--

家族構成にあわせた準備

災害時に必要となるものは、それぞれ違います。
家族構成にあったものを準備しましょう。

妊婦・乳幼児のいる家庭 妊婦 ☒ マタニティマーク ☒ 生理用品 ☒ 脱脂綿 ☒ 使い捨てカイロ ☒ ガーゼ ☒ 新生児用品(妊娠後期の場合) ☒ さらし ☒ 母子手帳 ☒ T字帯 乳幼児 ☒ おむつ ☒ 使い捨てカイロ ☒ おしりふき ☒ 抱っこひも ☒ 哺乳瓶 ☒ おもちゃ・絵本 ☒ 粉ミルク・液体ミルク ☒ おやつ ☒ 水筒 ☒ 母子手帳 ☒ 離乳食(ベビーフード) ☒ スプーン・紙皿・紙コップ	要介護者のいる家庭 ☒ 大人用紙おむつ ☒ おかゆなどの咀嚼しやすい非常食 ☒ 携帯用杖 ☒ 年金手帳 ☒ 入れ歯の洗浄剤 ☒ 補聴器 ☒ 老眼鏡 ☒ 障害者手帳
ペットのいる家庭 ☒ 飼い主の緊急連絡先・預け先などの情報 ☒ 療法食・薬 ☒ ペットシート ☒ ペットフード(7日分以上) ☒ 食器 ☒ キャリーバッグやケージ ☒ タオル・ブラシ ☒ 予備の首輪・リード(伸びないもの) ☒ おもちゃ ☒ 排泄物の処理用具	

(2) 災害時の活動

①地震時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められます。

自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。また災害時の活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行われます。

【時系列による地震災害時の活動】

災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
発生直後	○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い ○ (出火防止、初期消火、救助等) ○ 津波からの迅速な避難誘導
数時間後	○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者の避難支援
数日後	○ 避難所運営 ○ 自治体及び関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警（防犯）活動 ○ 避難行動要支援者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握

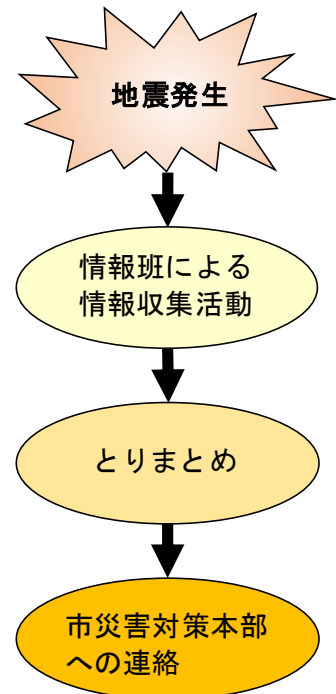
（ア）情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生の状況を迅速にとりまとめ、市の災害対策各地区本部に報告するようにしましょう。

- ・ 情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。

- ・ 被害報告を受けた情報班長は、被害状況を会長に報告して組織内に周知するとともに、市災害対策本部などの防災関係機関に報告します。
「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報となりますので忘れずに報告するようにしてください。

- ・ 防災メールやテレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起らないようにしましょう。



【市・消防機関が必要とする情報】

- ・ 人的被害
死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）
- ・ 住家被害
全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上・床下浸水
- ・ 公共施設の被害
- ・ 公共土木施設の被害
道路、橋梁、河川 など
- ・ ライフライン被害
水道施設、交通施設、ガス施設、下水道施設 など
- ・ 火災
- ・ 田畑の被害
- ・ その他の被害
がけ崩れ、地すべり など

(イ) 被災者の救出活動

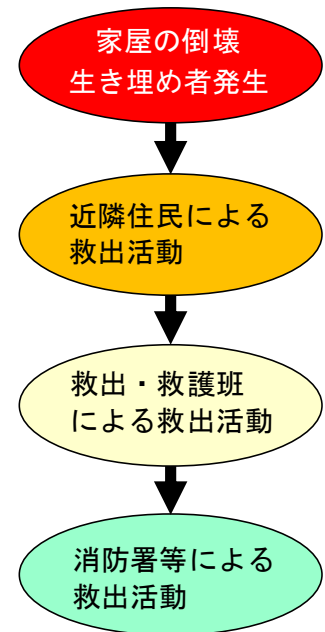
大地震発生時には家屋の倒壊などにより、多数の建物等の下敷きになる者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応ができません。土砂崩れなどの2次災害に注意しながら、地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたりましょう。

(i) 自分の安全を確認したら、隣人の救出

- ・ 負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る。
- ・ 居場所がわかったら救出のための人を集める。
(負傷者が見える場合は5～10人、見えない場合は20人位。)
- ・ ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出。

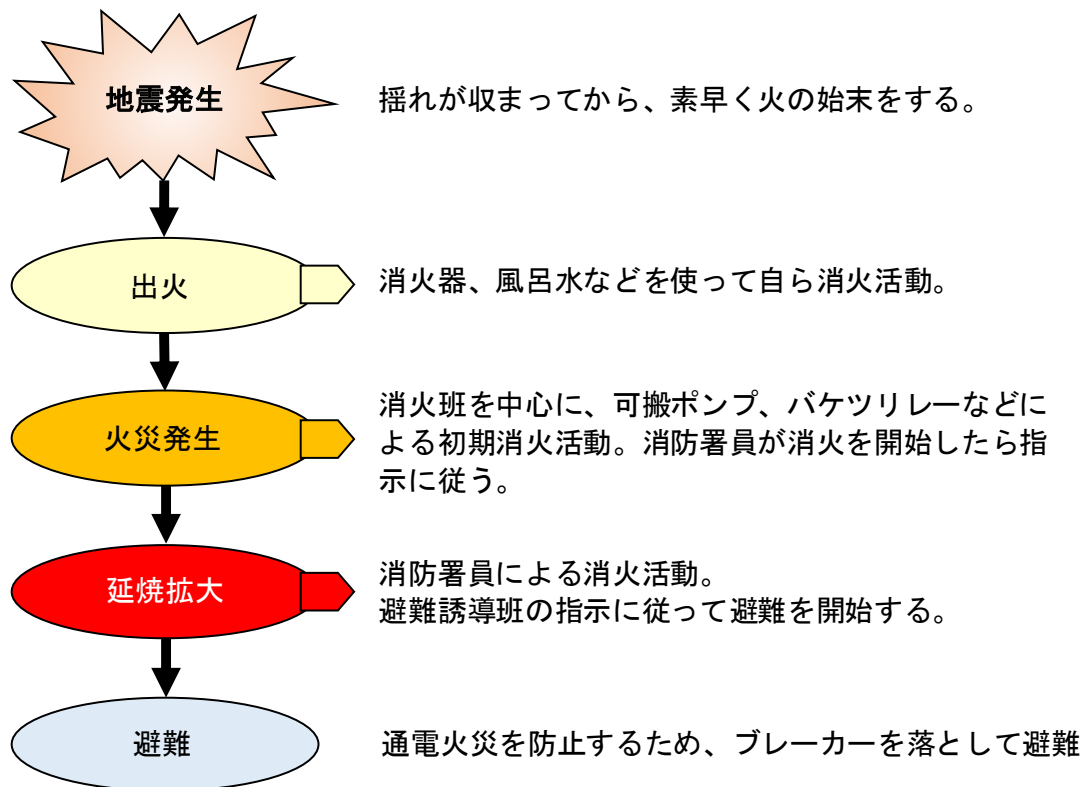
(ii) 自主防災組織による救出

- ・ 大規模な救出作業が必要な場合は、チェーンソーやエンジンカッターなどを利用した救出。
- ・ 被災者の位置、人数などを的確に把握しておくこと。



(ウ) 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したらその指示に従うようにしましょう。



(エ) 救護活動

大規模な地震が発生すると、多数の負傷者が出るため、すぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合は、まず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者を優先して、病院や救護所に搬送するようにしてください。



（オ）避難行動

災害時における避難行動において、自主防災組織が行うべき役割は、避難誘導、避難所の開設・運営等の大きく2つに分けられます。

自主防災組織（避難誘導班）が中心となって迅速な避難誘導を行ってください。そのためには、事前に防災関係機関とも十分に協議した避難計画を関係住民に周知徹底しておく必要があります。また、避難所に至るまでの避難経路については、防災マップ等を通じてあらかじめ確認しておくことが大切です。

被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、また、水害時には被害の発生した地域によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。

また、水害時には、浸水等により周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれや、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがあることなどに留意しましょう。



（カ）避難所運営

避難生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、不自由な共同生活などから暗いイメージとなりがちです。

自主防災組織を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めてください。特に高齢者や障がい者、乳幼児等へのあたたかい配慮が必要です。

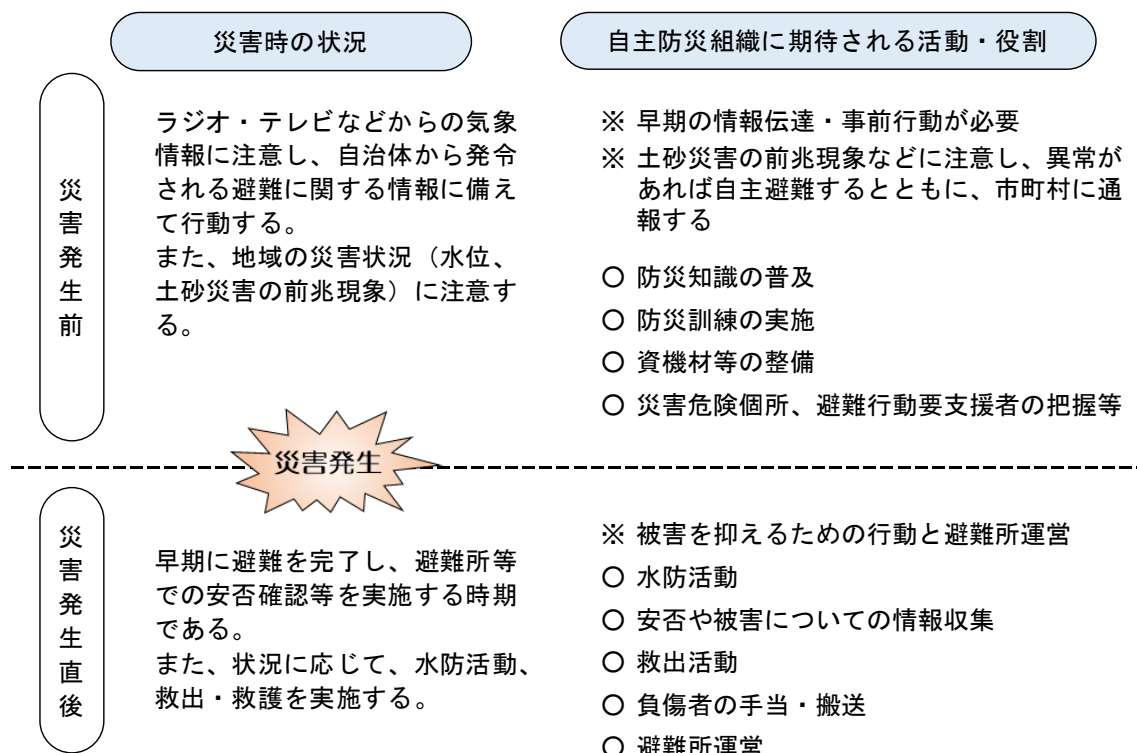
また、避難所の運営を進めるにあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見を反映させることが重要であるとともに、個々の事情により在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた人たちも支援の対象とすることが必要です。



②風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能です。

【風水害時の主な活動】



（ア）情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、以下のとおりです。

- 気象庁・気象台が発表する情報
 - 気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）
 - 気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）
 - 気象特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）
 - 台風情報
 - 土砂災害警戒情報 等
- そのほか河川管理者などからの情報にも注意する必要があります。
- 避難に関する情報
 - 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

特に、風水害時の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあります。そのため、自主防災組織が早目にこうした情報を住民に伝える必要があります。

【高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について】

内閣府では、「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」からの提言及び「令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」からの提言を受け、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」としました。

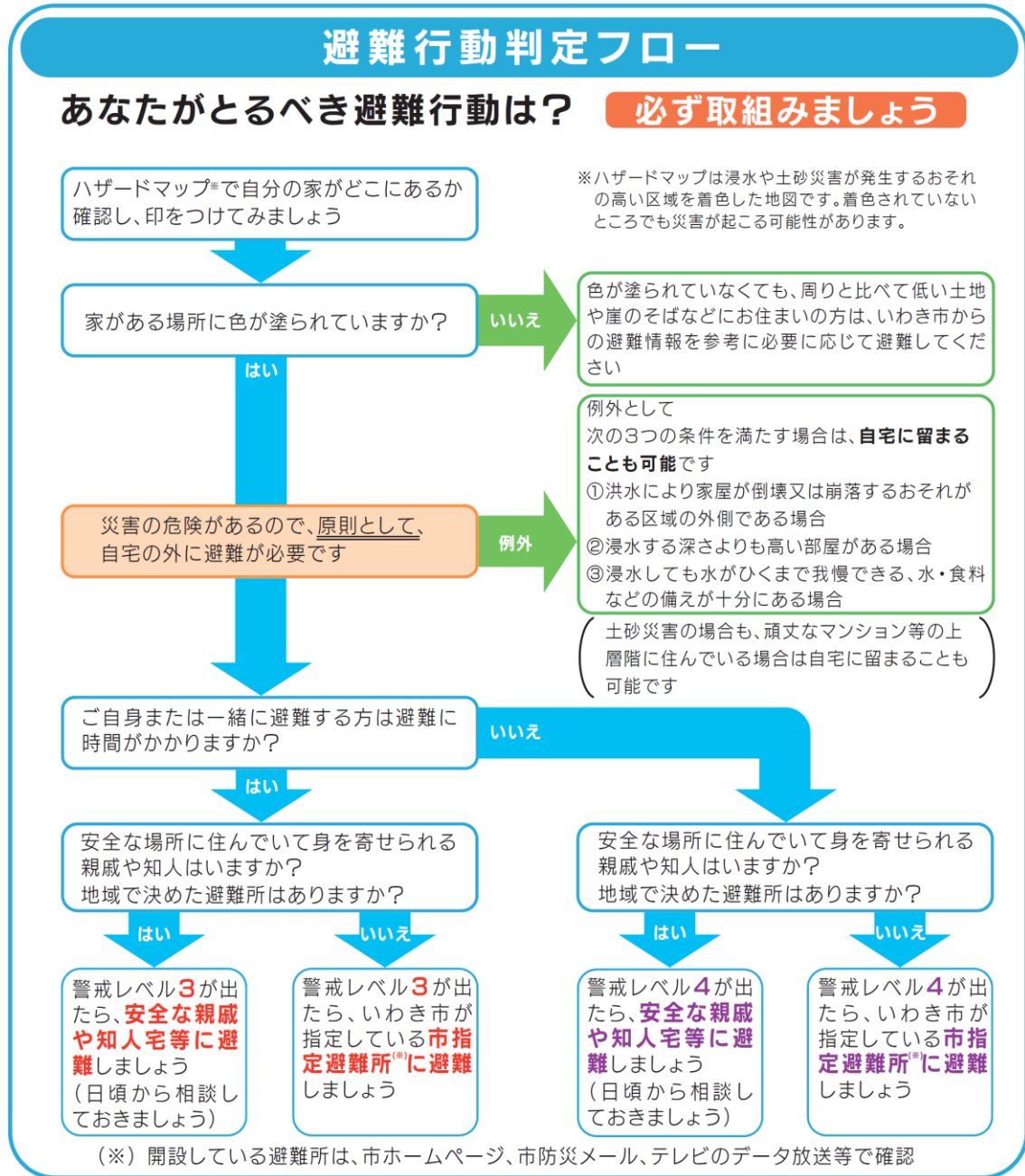
この「避難情報に関するガイドライン」では、これまでの「災害発生情報」「避難指示（緊急）」「避難勧告」「避難準備・高齢者等避難開始」が、「緊急安全確保」「避難指示」「高齢者等避難」に変更となりました。特に、警戒レベル 4 の「避難指示（緊急）」と「避難勧告」が、「避難指示」に統合され、わかりやすくなったところがポイントとなっています。

警戒レベル	とるべき行動
緊急安全確保 警戒レベル 5	・すでに安全な避難ができず危険な状況 ・災害が発生・切迫しています。 ・ただちに命を守る行動 ⇒屋内などの 2 階以上の高いところへ（垂直避難） ⇒危険な場所から離れて（水平避難）
避難指示 警戒レベル 4	・災害のおそれが高い状態です。 ・危険な場所から全員避難しましょう。 ⇒危険な場所から離れて（水平避難） ⇒安全が確保できる親戚宅・知人宅や避難所へ移動しましょう。
高齢者等避難 警戒レベル 3	・災害のおそれがあります。 ・避難に時間のかかる人、高齢者や障がいのある人は、危険な場所から避難 ⇒危険な場所から離れて（水平避難） ⇒安全が確保できる親戚宅・知人宅や避難所へ移動しましょう。
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
警戒レベル 1	最新の情報に注意し、災害への心構えを高めましょう。

【避難行動判定フロー】

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。



ポイント

「避難」とは「難」を「避」けることです。

災害時において、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。避難所での感染症等に罹患する可能性が高まる場合もありますので、安全な親戚・知人宅に避難すること考えてみましょう。

③市の避難指示等の判断基準及び対象区域

市では、災害時に住民に対する的確に避難指示等を発令するため、あらかじめ災害種別ごとに避難が必要な区域や避難指示等の具体的な判断基準について定めていますが、内閣府が令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」を示したことを踏まえ、「土砂災害」に係る避難指示等の判断基準に警戒レベルを見直しました。

【津波災害】

気象庁から大津波警報・津波警報が発表されると、いわき市沿岸部全域に「避難指示」を発令します。ただちに最寄りの津波避難場所や高台など安全な場所へ避難し、大津波警報等が解除されるまで沿岸部に近付かないでください。

また、津波注意報が発表されると、海岸堤防等より海側の地域（海岸・港湾等）に「避難指示」を発令します。ただちに海岸から離れるとともに、注意報が解除されるまで海岸に近付かないでください。

大津波警報・津波警報が発表されると防災行政無線からサイレン吹鳴及び肉声による広報を、津波注意報が発表されると肉声による広報を行います。ただちに最寄りの津波避難場所や高台など安全な場所へ避難し、大津波警報等が解除されるまで沿岸部に近付かないでください。

種類	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		発令種類	市防災メール件名	想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	定期的表現での発表	対象区域		
大津波警報	10m < 高さ	10m超	巨大	避難指示	【大津波警報】 いわき市沿岸部 避難指示	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難するとともに、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
	5m < 高さ ≤ 10m	10m		市沿岸部全域		
	3m < 高さ ≤ 5m	5m				
津波警報	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	避難指示	【津波警報】 いわき市沿岸部 避難指示	
				市沿岸部全域		
津波注意報	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	避難指示 海岸堤防等より海側の地域 (海岸・港湾等)	【津波注意報】 いわき市避難指示	海岸堤防等より海側の地域(海岸・港湾等)にいる人は、ただちに海岸から離れるとともに、注意報が解除されるまで海岸に近づかない。



(ア) 原則徒歩による避難

市では平成 29 年 8 月に策定した「津波災害時における自動車による避難ガイドライン」に基づき、津波避難場所等から半径 500m 範囲内の方の避難方法を原則徒歩としました。

ただし、最寄りの津波避難場所や高台まで相当な距離がある場合、また、避難行動要支援者等徒歩での避難が困難な場合など、やむを得ず自動車により避難する場合は、徒歩による避難行動を妨げることをしないよう、津波浸水想定区域より内陸部へ移動してください。

(イ) 自動車による避難

やむを得ず自動車による避難をする場合は、最寄り（500m 範囲内）の津波避難場所や避難所を目指すのではなく、津波浸水想定区域外に避難することとし、また、避難行動要支援者等を同乗させ最小の台数で避難できるよう、日頃から地域内において協議しておきましょう。また、自動車避難訓練などの機会を利用し、実際に避難行動を体験してみてください。

【河川氾濫】

河川の水位がある一定を超えることが予見される場合、又は超えた場合等に避難指示等を発令します。浸水するおそれがある場所に居るときは、できるだけ河川から離れた道路、冠水のおそれのない道路を選ぶようにして速やかに避難しましょう。自宅等の外に避難することが危険な場合は、建物の高い場所に避難しましょう。

○河川氾濫における避難指示等発令基準

警戒レベル	区 分	発 令 基 準	判 断 基 準
3	高齢者等避難	はん濫注意水位を超え、避難判断水位に到達することが予見される場合	雨量の状況や今後の気象情報等から、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
4	避難指示	避難判断水位を超え、はん濫危険水位に到達することが予見される場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
5	緊急安全確保	河川氾濫が発生した場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。

○二級河川における各水位観測所の設定水位一覧

No.	河川名	量水標の 名称	量水標の位置	消防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高
1	大久川	大久雨量水位	大久町大久字滝尻	1.20	1.50	2.00 ※1	2.30 ※1	2.62
2	仁井田川	下神谷水位	平下神谷字亀下	4.20	4.60	5.50 ※1	6.00 ※1	6.80
3		須賀橋水位	四倉町細谷字堀込	3.60	4.10	4.40 ※1	4.90 ※1	5.70
4		戸田水位	四倉町戸田字北高柳	2.10	2.60	3.02	3.21	4.34
5	夏井川	小川水位	小川町上小川字彦太郎5-6	2.00	2.40	3.00	3.75	5.20
6		鎌田水位	平字鎌田17	3.70	4.50	6.35	7.00(7.35) ※2	8.70
7		中神谷水位	平中神谷字南前河原	3.80	5.10	6.90 ※1	7.40 ※1	8.69
8-1	好間川	好間水位	好間町上好間字大堰	2.00	2.20	2.58 ※3	3.53 ※3	2.98
8-2		〃	〃	2.00	2.20	3.35 ※3	3.53 ※3	5.06
9	新川	内郷水位	内郷白水町蛭内73-1	2.00	2.50	2.70 ※1	3.20 ※1	4.02
10		梅本水位	平字梅本	2.50	3.30	4.58	5.01	6.19
11	滑津川	上高久水位	平上高久字五反田	1.40	2.00	3.00 ※1	3.50 ※1	4.15
12	矢田川	鹿島水位	小名浜林城字塚前	2.10	2.80	4.50 ※1	5.00 ※1	5.83
13	藤原川	下船尾水位	常磐西郷町落合	2.50	2.70	3.01	3.46	5.48
14		南富岡水位	小名浜南富岡字中前	2.70	3.10	3.24	3.44	5.77
15	釜戸川	田部水位	渡辺町田部字六反田	2.90	3.30	4.60 ※1	5.10 ※1	5.70
16	鮫川	松原水位	仁井田町松原	3.50	4.70	4.70	5.30	7.00
17	蛭田川	窪田水位	勿来町窪田十条	2.20	2.50	3.07	3.31	5.05

※1 避難判断水位、氾濫危険水位が未設定の河川については、市が独自に暫定水位を設定し運用する。

※2 夏井川本川の鎌田水位については、福島県が氾濫危険水位を7.35mから7.00mに変更したが、同水系の支川の見直しが未実施であることから、従前の水位設定である7.35mを氾濫危険水位として暫定的に運用する。

※3 【好間川8-1】の避難情報発令区間は、区間最小点を考慮し【JR磐東線～国道399号】の区間とする。
なお、一部区間は堤防高2.95を超えると越水することから、地区水防部が避難勧告の対応において、広報等の避難活動を行うものとする。

【好間川8-2】の避難情報発令区間は、【上記以外】の区間とする。

【土砂災害】

土砂災害警戒情報は、過去に発生した土砂災害をくまなく調査した上で、「この基準を超えると、過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない」という基準を設定し、避難にかかる時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたときに速やかに発表されます。また、警戒情報が発表されていない場合であっても、周囲の状況や雨の降り方にも留意し、危険を感じたら躊躇することなく自主避難をしてください。

警戒レベル	類型	いわき市の避難判断基準
5	緊急安全確保	1 土砂災害が発生した場合 2 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
4	避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表され、さらなる降雨の継続により土砂災害発生の危険性が高まった場合 2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 3 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 4 災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、緊急又は重ねて避難を促す場合 5 避難指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
3	高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、さらなる降雨の継続により土砂災害発生の危険度が高まると予測される場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予測され、当該地区において孤立世帯が発生することが想定される場合 3 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合



(3) 防災情報等の活用

①いわき市防災メール配信サービス

市民への適正な情報伝達のため、配信登録した市民を対象とし、本市から防災情報をはじめ各種情報のメール配信を行っています。例えば、市外に在住のご家族や親戚にもこの防災メールに登録をしていただき、災害発生の際には、電話等で避難を呼びかけていただくことも1つの方法です。

いわき市 防災メールの登録

防災への第一歩

正確な情報を
即座に
受け取れます！

をお願いします！



正確な情報を受け取り、的確な行動をとることが大切です

令和元年東日本台風や、全国各地での地震の頻発など、近年多くの災害が発生しています。被害を最小限に止め、あなたの命、大切な人の命を守るため、防災メールの登録をお願いします！



いわき市から防災・災害情報をEメールでお知らせします

登録方法は[裏面](#)をご覧ください。登録にお困りの際は、本庁舎の災害対策課、または各支所の窓口までお気軽にお越しください。
登録は、「[防災](#)」への第一歩！ あなたの「[防災](#)」お手伝いします！！

配信項目は、28項目の中から選択することができます

いわき市のおすすめ項目！

▶ 防災・気象情報

- | | |
|----------------|-------------|
| 2. 気象警報 | 3. 気象特別警報 |
| 4. 地震情報(震度4以上) | 5. 土砂災害警戒情報 |
| 7. 津波注意報 | 8. 津波警報 |
| 9. 大津波警報 | 14. 国民保護情報 |
| 15. 高齢者等避難 | 16. 避難指示 |
| 18. 原子力災害情報 | |

▶ その他緊急情報

22. 感染症情報
(新型コロナウイルス感染症に関する情報も受け取れます。)

みんなで
登録すっぺ！

QRコードを読み取ってくんちえ！

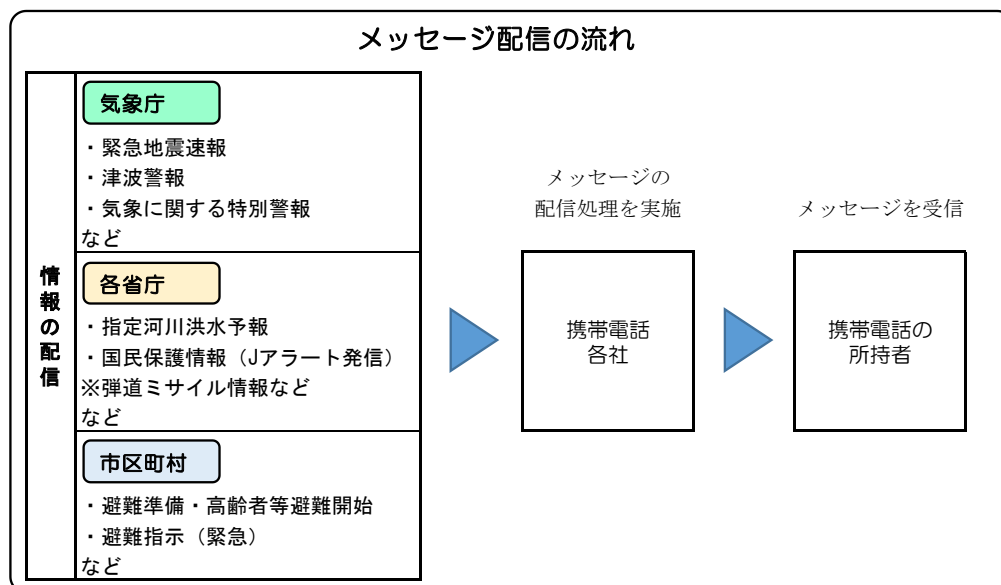


©いわき市

②エリアメール（緊急速報メール）

指定された配信エリア（具体的には市区町村単位）の携帯電話に対し、短時間で緊急地震速報や災害情報を配信します。

携帯電話をお持ちの方は、気象庁が配信する「緊急地震速報」など、また、各省庁・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」（Jアラートにて配信される国民保護情報等）などを、回線混雑の影響を受けずに受信することができます。



③防災ラジオ

防災ラジオは、市から発信する避難情報などの緊急情報を受信すると自動的に「FMいわき」に切り替わり、緊急情報が放送されます。

緊急情報は、自動的にラジオ本体に録音され、本体の「録音再生」ボタンを押すことにより、聞き直すことができます。

また、緊急情報を受信したときは、ラジオ本体の照明が点灯しますので、視覚でも確認できます。

<貸与条件>

- ・避難行動要支援者名簿への情報提供に同意されている方であり、要介護認定3～5を受けている方がお住いの世帯
- ・自宅にインターネット環境が整っていないなど、市からの防災情報を市ホームページ等から取得が難しい市内在住の65歳以上の方



④Yahoo! 防災速報アプリ

災害協定を締結しているヤフー株式会社の協力により、平成 29 年 3 月 29 日から、スマートフォン用アプリ【Yahoo!防災速報】を活用して、市内の地震・津波・台風・豪雨・洪水・暴風その他災害に備え、災害から命を守るために必要な情報を発信しています。

スマートフォンをお持ちの方は、ダウンロードいただき、ご活用ください。

Yahoo!防災速報アプリはさまざまな防災情報を迅速にプッシュ通知できるため、早め早めの行動判断をサポートします。

アプリは以下の QR コードからダウンロードすることができます。



⑤テレビのデータ放送

河川の水位や雨量、また、市が発信する避難情報や避難所の開設状況などの情報をテレビからも取得できます。

NHK総合テレビにチャンネルを合わせて、リモコンのdボタンを押し、赤色の「気象情報」を選択することで、災害に関する情報を取得できます。



⑥防災に関するホームページ

インターネットを活用して、過去の災害の被害状況を調べたり、防災に関する知識を得たりすることもできます。普段から防災に関するホームページを見て、防災知識を習得しておきましょう。

なお、いわき市では、市公式 YouTube に「防災動画」を掲載し、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域の災害対応能力の向上のために必要な情報を発信しています。※ 防災講座については、11 ページを参照

●いわき市ホームページ

<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/>

●福島県ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>

●内閣府防災情報

<http://www.bousai.go.jp/>

●気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

●福島地方気象台ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/fukushima/index.html>

●川の防災情報（国土交通省）

<http://www.river.go.jp/>

●福島県河川流域総合情報システム

<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>



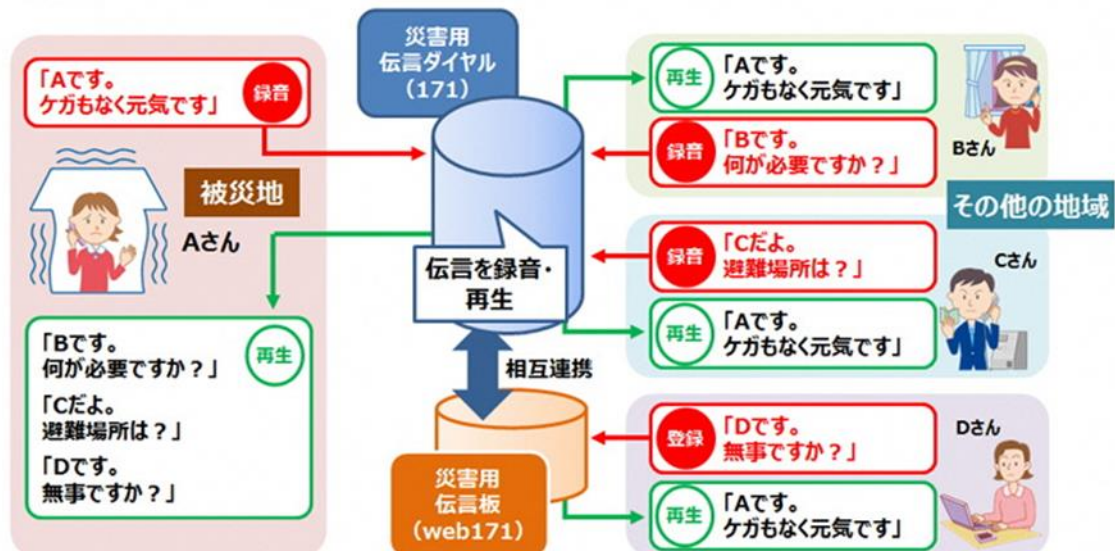
⑦災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルは、災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される「声の伝言板」です。「171」をダイヤルすると、伝言の録音・再生をすることができ、伝言を録音できる時間は、1 伝言あたり 30 秒以内です。

なお、災害用伝言ダイヤルは、毎月 1 日、15 日、正月三が日（1 月 1 日から 1 月 3 日）、防災週間（8 月 30 日から 9 月 5 日）、防災とボランティア週間（1 月 15 日から 1 月 21 日）に体験利用ができます。



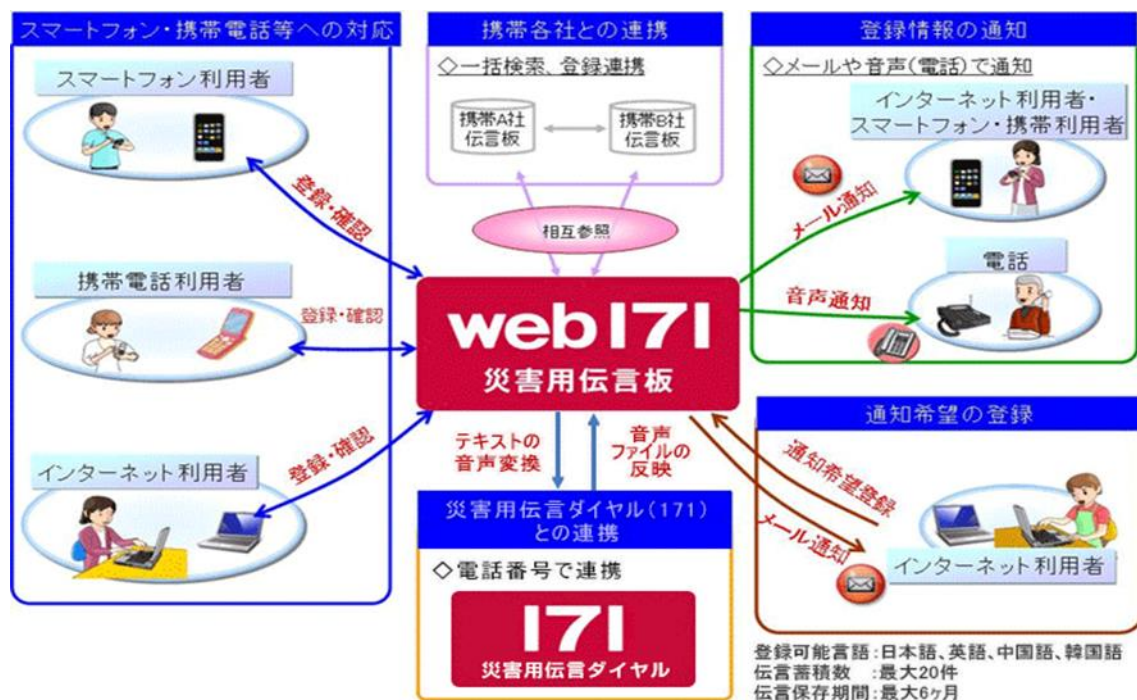
ご利用イメージ



⑧災害用伝言板(web171)

災害用伝言板（web171）は、インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。被災地の方がインターネットを経由してメッセージを登録すると、家族や友人がパソコンやスマートフォンから確認できる仕組みです。

なお、災害用伝言板（web171）についても、災害用伝言ダイヤル（171）と同様に、毎月1日、15日、正月三が日（1月1日から1月3日）、防災週間（8月30日から9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）に体験利用ができます。



⑨防災行政無線電話応答サービス

平成25年5月1日から、防災行政無線の放送内容を電話で確認することができる「防災行政無線電話応答サービス」を運用しています。

※風雨時など放送内容が聞きづらい場合などにも確認することができます。

防災行政無線電話応答サービス

防災行政無線の直近の放送内容を確認することができます。

専用ダイヤル番号 21-9901

第2章 災害の基礎知識

1 地震

(1) 地震発生のしくみ

地球の表層は、複数のプレート（厚さ数 10～200km 程度の固い岩石の層）に覆われ、その層はいくつかのブロックに分割されています。これらのプレートは、1年に数 cm のスピードでそれぞれ違う方向に動いているため、海と陸のプレートの境界や内陸にひずみがたまり、地震が発生します。

日本列島は、海洋プレートと大陸プレートの境界に位置しているため、プレートの沈み込みにより発生するプレート境界型の巨大地震、プレートの運動に起因する内陸域の地殻内地震などが発生しています。

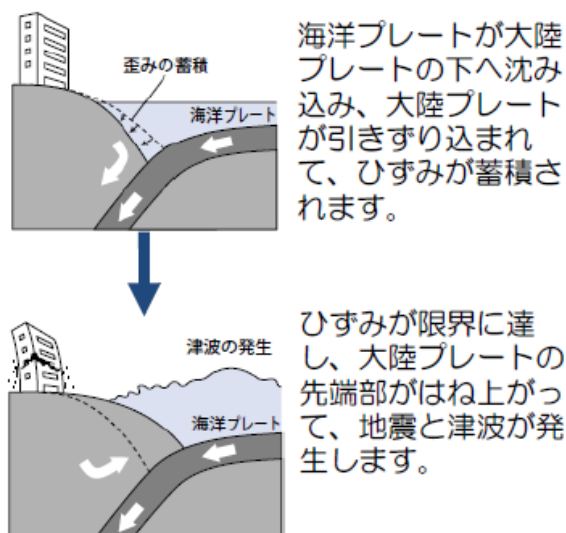
地震を防災上の観点から見ると、大きく分けて海溝型（プレート境界型）の地震と、プレート内の浅いところにある活断層による直下型（内陸型）の地震があります。

(2) 海溝型（プレート境界型）地震

海洋プレートが海溝で沈み込むときに、大陸プレートの端が巻き込まれます。やがて、巻き込まれた大陸プレートの端は反発してはね上がり、巨大な地震を引き起こします。このはね上がりによって起こされる地震を「海溝型（プレート境界型）地震」と呼びます。

このような地震は、周期的（80 年から 200 年といわれている）に発生することが分かっています。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災も、この海溝型（プレート境界型）地震によるものです。

○海溝型（プレート境界型） 地震発生の仕組み



（３）直下型（内陸型）地震

震源地が内陸あるいは陸地に近い海底である地震を、「直下型（内陸型）地震」と呼んでいます。

代表的な直下型（内陸型）地震として、「活断層」により発生する地震が挙げられます。活断層とは、地質学的に最近の時代（200 万年前～現在）まで地震を繰り返し発生させ、その後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のことです。

直下型（内陸型）地震は、海溝型（プレート境界型）地震より規模は小さいですが、内陸部の地下で発生するため、局地的に激しい揺れを引き起こします。平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や平成 23 年 4 月 11、12 日に福島県浜通りを震源地として発生した地震は、この直下型（内陸型）地震によるものです。

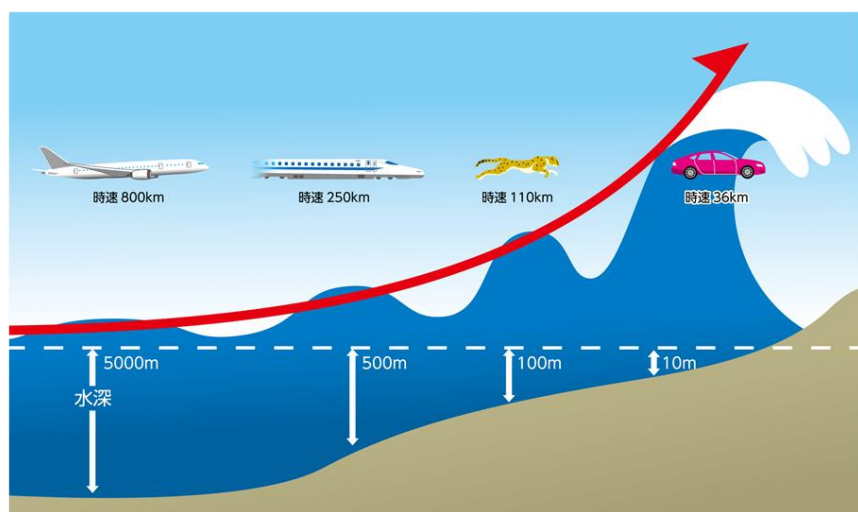
（４）津波

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴い、海面が変動し大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に深さが浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ、後から来る波が前の波に追いつき、波の高さが高くなっていきます。

また、津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。津波が海岸に来るのを見てから避難を始めたのでは、津波に巻き込まれる可能性があります。津波から命を守るためには、海岸付近で地震の揺れを感じたり、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかにより遠く高い場所に避難することが必要です。普段からハザードマップを確認し、海の近くにいるときは注意しましょう。

○津波の伝わる速さ

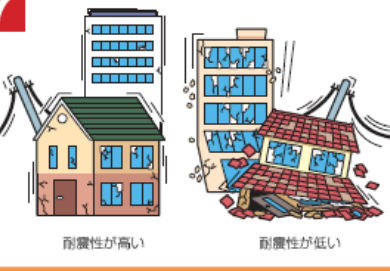


(5) マグニチュードと震度

「マグニチュード」は、地震の規模（エネルギー）を表したもので、地震そのものの大きさを表します。震源から出るエネルギーの大きさによって決まり、大きな地震ほど数字が大きくなります。

「震度」は、ある場所での地震による揺れの大きさを震度0 から震度7までの10段階で表します。震度は、震源からその地点までの距離や地盤条件によって変わります。

●●●●●●●●
震度と揺れ等の状況（概要）
●●●●●●●●

0 	[震度0] 人は揺れを感じない。	1 	[震度1] 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2 	[震度2] 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3 	[震度3] 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4 		[震度4] ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。		6弱  耐震性が高い 耐震性が低い		[震度6弱] ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	
5弱 		[震度5弱] ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。		6強  耐震性が高い 耐震性が低い		[震度6強] ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	
5強 		[震度5強] ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。		7  耐震性が高い 耐震性が低い		[震度7] ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。	

2 風水害

(1) 日本の風土と地理的条件

日本は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっています。

春から夏への季節の変わり目には、梅雨前線が日本付近に停滞し、活動が活発となって多量の降雨をもたらします。夏から秋にかけて、熱帯域から北上してくる台風は、日本付近の天気 zu 大きな影響を及ぼしており、毎年数個の台風が接近、上陸し、暴風雨をもたらしたり、前線の活動が活発となって大雨を降らせたりします。冬には、シベリア大陸から吹き出す乾燥した強い寒気が日本海上で水蒸気の補給を受け、日本海側の地域に世界でもまれに見る大量の降雪・積雪をもたらし、しばしば豪雪による被害が発生しています。

また、その急峻な地形ゆえに、河川は著しく急勾配であり、ひとたび大雨に見舞われると急激に河川流量が増加し、洪水などによる災害が起こりやすくなっており、特に、洪水時の河川水位より低い沖積平野を中心に人口が集中し、高度な土地利用が行われるなどの国土条件の特徴と相まって、河川の氾濫等による被害を受けやすい。

さらに、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に、地震や火山活動も活発である等の国土条件に、台風や豪雨、豪雪に見舞われやすいという気象条件が加わり、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生しやすい条件下にある。特に、近年の林地や傾斜地又はその周辺における都市化の進展など土地利用の変化と相まって、土砂災害による犠牲者は、自然災害による犠牲者の中で大きな割合を占めています。

(2) 台風

①台風とは

熱帯の海上で発生する低気圧のうち、北西太平洋又は南シナ海で存在し、なおかつ、低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおおよそ 17m/s 以上のものを「台風」といいます。

台風は 30 年間（1991～2020 年）の平均で年約 25 個発生し、約 12 個の台風が日本から 300km 以内に接近し、約 3 個が上陸しています。発生、接近、上陸ともに 7 月から 10 月にかけて最も多くなります。

②台風に伴う雨の特性

台風は積乱雲が集まったもので、広い範囲に長時間にわたって雨を降らせます。また、日本付近に梅雨前線や秋雨前線などが停滞していると、台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがあります。

③台風の大きさと強さ

台風は、中心付近の気圧が極端に低いため、周りから猛烈な勢いで大気が吹き込みます。気圧を表わす単位はヘクトパスカル (hPa) で、周囲の気圧との差が大きいほど、より強い風が流れ込みます。このため、一般的には中心部の気圧の数値が小さいほど台風は強力といえます。

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、風速 (10 分間平均) をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現しています。「大きさ」は強風域 (風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、あるいは吹く可能性がある範囲) の半径で、「強さ」は最大風速で区分しています。

更に、風速 25m/s 以上の風が吹いているか、吹く可能性のある範囲を「暴風域」と呼びます。

台風に関する情報の中では、台風の大きさと強さを組み合わせて、「大型で強い台風」のように表現します。

○台風の大きさの階級分け

階級	風速 15m/s 以上の半径
大型 (大きい)	500 km以上～800 km未満
超大型 (非常に大きい)	800 km以上

○台風の強さの階級

階級	最大風速
強い	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

○台風の進路予報表示の例



(3) 土砂災害

①土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などによって、山や崖が崩れたり、土砂や岩が大量の水とともに一気に流れ出たりする災害のことをいいます。主な土砂災害として、土石流、崖崩れ、地すべりなどがあります。

土砂災害は、地中にたくさんの雨が貯まったところに強い雨が降ると発生しやすくなるという特徴があります。

日本では近年、「集中豪雨」や「局地的大雨」が増えていますが、これらは発達した積乱雲（入道雲）によって引き起こされます。集中豪雨は、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことで起きるもので、狭い地域に激しい雨が数時間にわたって降り続き、数百ミリの総雨量となります。一方、局地的大雨は、一つの積乱雲が発達することで起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に短時間で数十ミリ程度の総雨量となります。こうした集中豪雨や局地的大雨が発生した時は土砂災害の危険性も高まるので、特に注意が必要です。

②土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難指示等を発令する際の判断を支援するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報です。

気象庁の発表する大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報が、自治体の発令する避難指示等の判断基準の基本とされています。雨が降り出したら、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報の発表に注意し、自治体から避難指示等が発令されたときには、速やかに必要な避難行動をとってください。また、警戒情報が発表されていない場合であっても、周囲の状況や雨の降り方にも留意し、危険を感じたら躊躇することなく自主避難をしてください。

土砂災害 の種類	がけ崩れ	地すべり	土石流
			
特徴	斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいいため甚大な被害が発生。	山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。
主な前兆現象	- がけにひび割れができる - 小石がパラパラと落ちてくる - がけから水が湧き出る - 湧き水が止まる・濁る - 地鳴りがする	- 地面がひび割れ・陥没 - がけや斜面から水が噴き出す - 井戸や沢の水が濁る - 地鳴り・山鳴りがする - 樹木が傾く - 亀裂や段差が発生	- 山鳴りがする - 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める - 腐った土の匂いがする - 降雨が続くのに川の水位が下がる - 立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

(4) 外水氾濫と内水氾濫

洪水の被害には、「外水氾濫」と「内水氾濫」の2種類あります。

「外水氾濫」は、川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が壊れた場合に起こる洪水です。大量の泥水が一気に流れて来るので、人的・物的被害が大きくなります。

一方、最近は局地的な短時間豪雨（ゲリラ豪雨）などの大雨により、「内水氾濫」と呼ばれる被害が発生しています。市街地に降った雨は、側溝などから川に流されますが、短時間に大量の雨が降ると処理能力を超えてしまいます。これにより、地表に溢れる現象が発生します。これを「内水氾濫」と呼んでいます。中心市街地などでは、地表から地下に雨が浸透しにくいいため、内水氾濫が発生する可能性が高くなっています。内水氾濫は、外水氾濫よりも規模は小さいですが、地下施設などに水が流れ込むと、人命に関わる災害をもたらすこともあります。

(5) 注意報と警報

気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、気象警報・注意報、気象情報などの防災気象情報を発表しています。これらの情報は、防災関係機関の活動や住民の安全確保行動の判断を支援するため、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から発表し、その後の危険度の高まりに応じて注意報、警報、特別警報を段階的に発表しています。

対象となる現象や災害の内容によって、以下のとおり6種類の特別警報、7種類の警報、16種類の注意報、4種類の早期注意情報（警報級の可能性）を発表しています。

特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪

警報は、重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるときに発表することとしています。また、警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているときには、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。例えば、翌日明け方に警報級の現象が予想される場合には、夕方の時点で「明け方までに〇〇警報に切り替える可能性が高い」のように発表しています。なお、こうした猶予時間（リードタイム）は、気象警報・注意報が防災関係機関や住民に伝わり安全確保行動がとられるまでにかかる時間を考慮して設けていますが、現象の予想が難しい場合には、リードタイムを確保できない場合もあります。

特別警報・警報・注意報は、特別警報、警報、注意報級の現象が予想される時間帯をそれぞれ紫、赤、黄色で表示するなど、危険度とその切迫度が一目で分かる色分け表示を行い、雨量、風速、潮位などの予測値も時間ごとに明示しています。大雨警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかの予想は危険度分布（警戒判定メッシュ情報）で確認できます。

（６）特別警報

気象庁は、平成25年8月30日に「特別警報」の運用を開始しました。

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の大雨等が該当します。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに地元市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

第3章

資料集

- 資料① 自主防災会規約
- 資料② 自主防災会防災計画
- 資料③ 自主防災会実績報告書
- 資料④ 自主防災会年間活動計画書
- 資料⑤ 防災資機材一覧表
- 資料⑥ 自主防災組織設立届
- 資料⑦ 自主防災組織変更届
- 資料⑧ 自主防災組織統合（廃止）届
- 資料⑨ いわき市自主防災組織の結成促進及び育成指導に関する要綱

自主防災会規約

_____ 自主防災会

(名 称)

第1条 この会は、_____自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、_____に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、_____内の世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 _____名
- (3) 班長 _____名
- (4) 監査役 _____名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、_____年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責 務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。

3 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮をおこなう。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。
(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害発生の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営等に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことが出来る。

- 2 監査役は、会計監査の結果を、総会に報告しなければならない。

付 則

この規則は、令和____年____月____日から実施する。

自主防災会規約

梅本町 自主防災会

(名 称)

第1条 この会は、**梅本町**自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、**会長宅**に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、**梅本町**内の世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 **若干名**
- (3) 班長 **若干名**
- (4) 監査役 **2名**

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、**1**年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責 務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。

3 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。
(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。
- (防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害発生の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 災害危険の把握に関する事。
 - (4) 防災訓練の実施に関する事。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営等に関する事。
 - (6) その他必要な事項。
- (会 費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。
(経 費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他収入をもってこれにあてる。
(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことが出来る。

- 2 監査役は、会計監査の結果を、総会に報告しなければならない。

付 則

この規則は、令和〇年4月1日から実施する。

令和____年度 自主防災会防災計画

____自主防災会

1 目的

この計画は、_____自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害による人的、物的被害の発生及び被害の拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

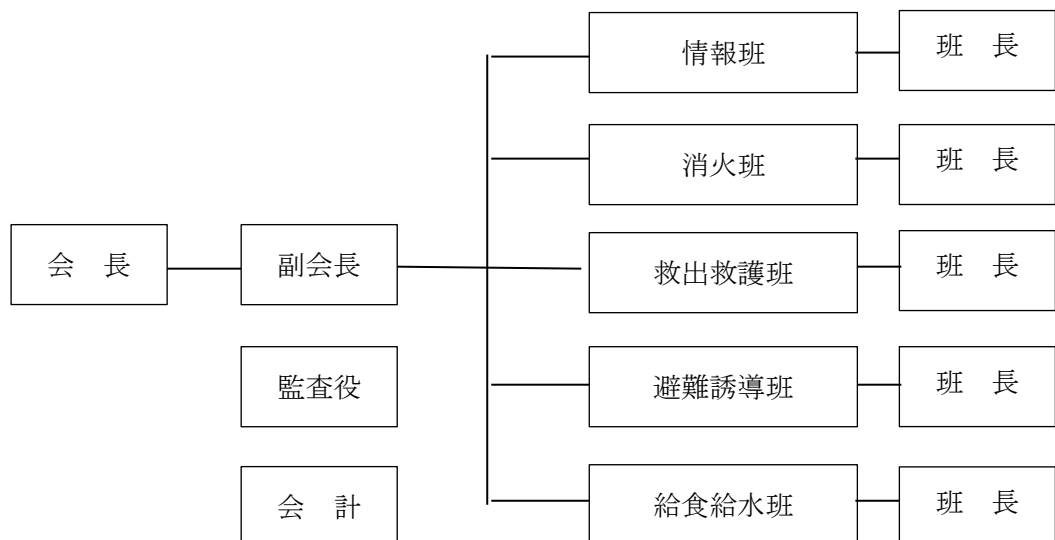
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止・初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため防災組織の編成及び任務分担は、次のとおりとする。

【組織の編成例】



【任務分担】

	平常時の活動	災害時の活動
会 長 副会長	・組織の編成 ・各班の運営指導 ・活動方針の企画等 ・訓練計画の作成	・市の災害対策本部との連絡・調整 ・各班の調整及び指導
情報班	・防災意識の普及、高揚 ・防災マップの作成 ・情報収集・伝達訓練	・被害状況の把握 ・災害情報の伝達 ・防災機関等との連絡
消火班	・設備・器具の点検 ・消火訓練 ・初期消火の協力体制づくり	・出火防止、初期消火 ・近隣事業所との連携 ・消防機関との協力
救出救護班	・救助資機材の点検 ・救出・救護訓練 ・避難行動要支援者への声かけ、訓練 ・危険箇所の現状確認	・負傷者等の把握 ・応急救急救護活動 ・医療機関等への搬送
避難誘導班	・避難場所・経路等の周知 ・避難行動要支援者の把握 ・避難誘導訓練	・避難経路の安全確認 ・避難誘導 ・避難所における混乱防止
給食給水班	・給食資機材の確保 ・給水拠点等の把握 ・炊出し訓練	・給食物資等の調達と配分 ・炊出し

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配付
- ② 座談会、講演会、DVD鑑賞会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施の時期

火災予防運動機関、防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① いわき市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編さん

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練

- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 避難所の開設・運営訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに、災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間、防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年____回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達の方法は、電話、テレビ、ラジオ、携帯メール、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月____日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① _____
- ② _____

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民をいわき市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① _____、ただし_____が通行不能の場合は_____
- ② _____または_____

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市職員と協力して行う。

11 給食・給水

避難場所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者避難支援マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため避難行動要支援者避難支援マップ等を作成し、市、消防団、民生委員等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 防災資機材及び保管場所等は別紙防災資機材一覧表のとおり

(2) 防災資機材の点検は、次により行う。

ア 定期点検 _____

イ 随時点検 必要の都度実施

令和○年度 自主防災会防災計画

梅本町自主防災会

1 目的

この計画は、**梅本町**自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害による人的、物的被害の発生及び被害の拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

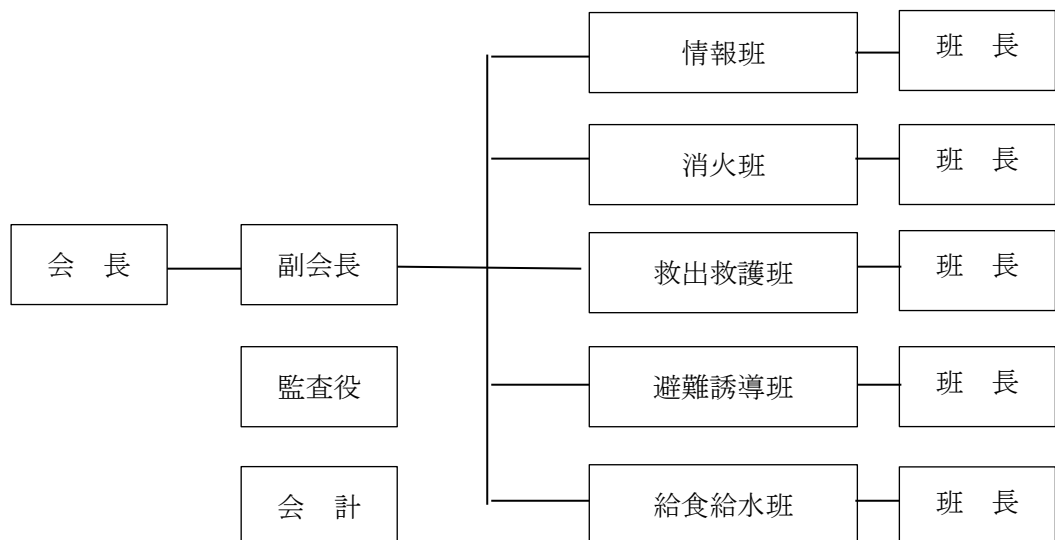
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難及び避難所運営に関すること。
- (7) 出火防止・初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため防災組織の編成及び任務分担は、次のとおりとする。

【組織の編成例】



【任務分担】

	平常時の活動	災害時の活動
会 長 副会長	・組織の編成 ・各班の運営指導 ・活動方針の企画等 ・訓練計画の作成	・市の災害対策本部との連絡・調整 ・各班の調整及び指導
情報班	・防災意識の普及、高揚 ・防災マップの作成 ・情報収集・伝達訓練	・被害状況の把握 ・災害情報の伝達 ・防災機関等との連絡
消火班	・設備・器具の点検 ・消火訓練 ・初期消火の協力体制づくり	・出火防止、初期消火 ・近隣事業所との連携 ・消防機関との協力
救出救護班	・救助資機材の点検 ・救出・救護訓練 ・避難行動要支援者への声かけ、訓練 ・危険箇所の現状確認	・負傷者等の把握 ・応急救急救護活動 ・医療機関等への搬送
避難誘導班	・避難場所・経路等の周知 ・避難行動要支援者の把握 ・避難誘導訓練	・避難経路の安全確認 ・避難誘導 ・避難所における混乱防止
給食給水班	・給食資機材の確保 ・給水拠点等の把握 ・炊出し訓練	・給食物資等の調達と配分 ・炊出し

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配付
- ② 座談会、講演会、DVD鑑賞会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施の時期

火災予防運動機関、防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① いわき市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編さん

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練

- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに、災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中、防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達の方法は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようになるため、次の消火用資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① 梅本町梅本病院
- ② 梅本町梅本診療所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難及び避難所運営

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難指示が出たとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民をいわき市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① ○○通り、ただし○○通りが通行不能の場合は△△通り
- ② ○○公園または○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市職員と協力して行う。

11 給食・給水

避難場所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の把握

災害時に避難状況を把握するため、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って避難行動要支援者を把握する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

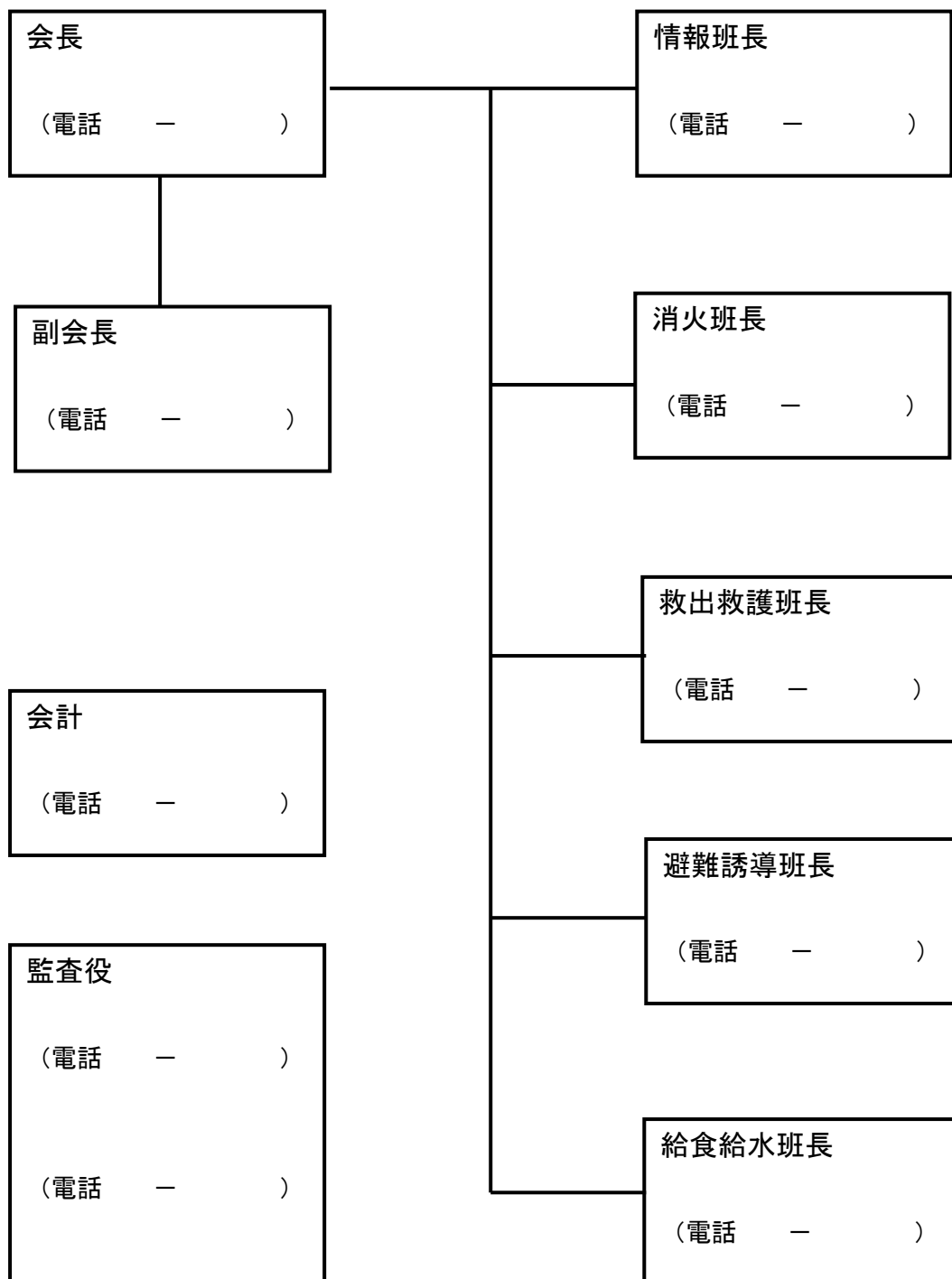
(1) 防災資機材及び保管場所等は**別紙防災資機材一覧表**のとおり。

(2) 防災資機材の点検は、次により行う。

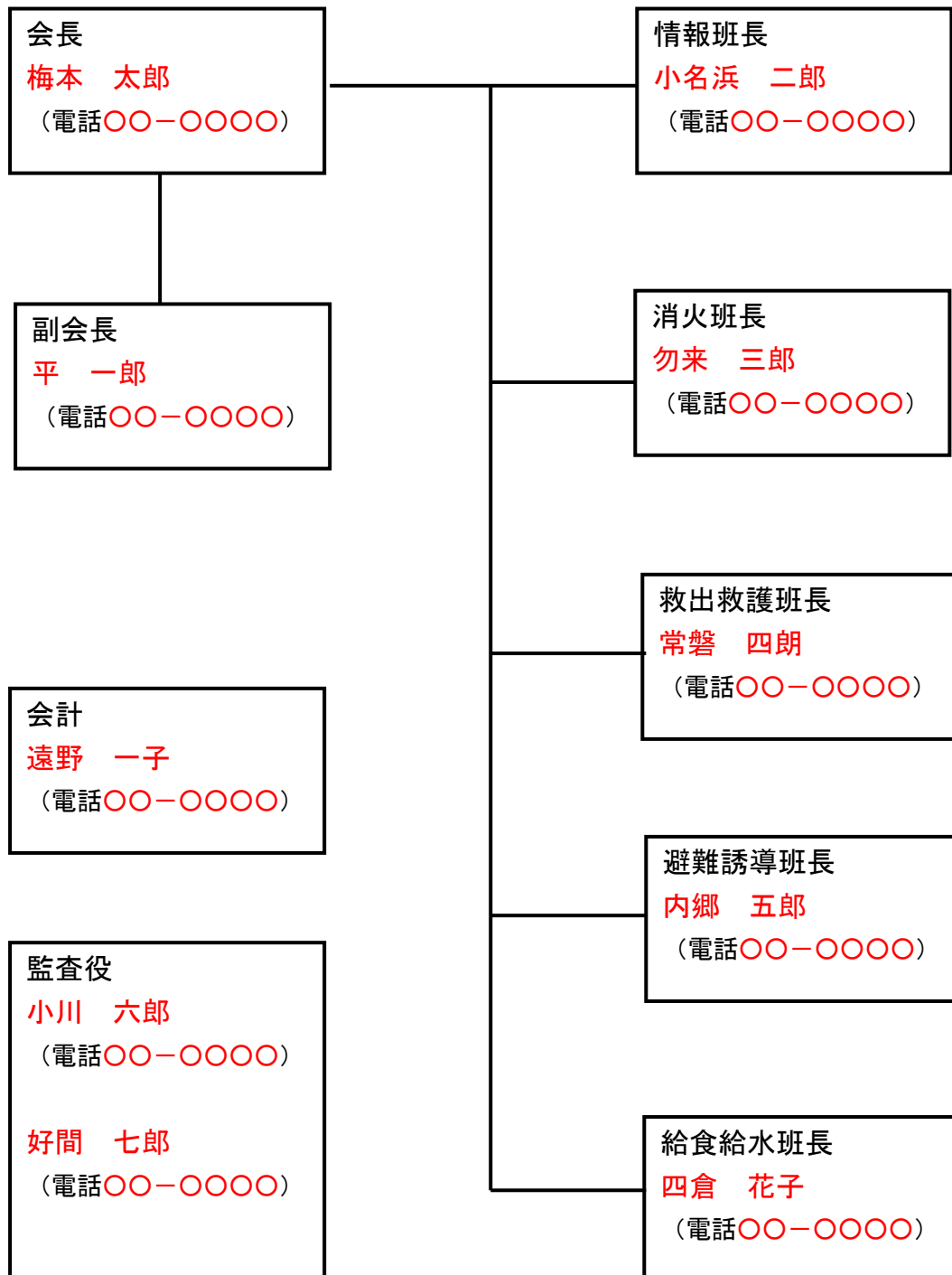
ア 定期点検 **第1土曜日**

イ 随時点検 必要の都度実施

自主防災会編成表



梅本町自主防災会編成表



令和 年度 _____ 自主防災会 実績報告書

代表者（会長）名 _____

代表者（会長）住所 _____

年	月	自主防災会の活動内容
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	

記載例

令和○年度 梅本町自主防災会 実績報告書

代表者（会長）名 梅本 太郎

代表者（会長）住所 いわき市平字梅本21

年	月	自主防災会の活動内容
2	4	・ 第1回役員会議（役員の決定、年間行事予定等の作成）
	5	
	6	・ 消防署の指導による防災訓練
	7	
	8	・ 夏祭りの開催
	9	・ 防災訓練
	10	・ 第2回役員会議（防災訓練における反省点の確認） ・ 資機材の不足分を購入
	11	
	12	
3	1	・ 自主防災組織研修会への参加
	2	
	3	・ 第3回役員会議（新旧役員の引継ぎ等）

令和 年度 _____ 自主防災会 年間活動計画書

代表者（会長）名

代表者（会長）住所

年	月	自主防災会の活動計画	市のスケジュール	
			自主防災組織	市の主催行事等
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			
	2			
	3			

記載例

令和○年度 梅本町 自主防災会 年間活動計画書

代表者（会長）名 梅本 太郎
 代表者（会長）住所 いわき市平字梅本21

年	月	自主防災会の活動計画	市のスケジュール	
			自主防災組織	市の主催事業等
2	3	・役員会議（新旧役員の引継ぎ、資機材一覧表等の作成・変更）		・防災士養成講座の受講者募集
	4	・役員会議（実績報告、年間活動計画等の作成）	・規約、防災計画、○年度実績報告書、○年度年間活動計画書、資機材一覧表の提出依頼	
	5	・令和○年度実績報告書、令和○年間活動計画書提出 ・防災資機材一覧表の提出	防災まちづくり支援事業（ワークショップ等の開催）	
	6	・防災士養成講座への参加		・防災士養成講座
	7			
	8			
	9	・防災訓練		◇防災の日（9/1）
	10	・役員会議（防災訓練の反省、年間活動計画の見直し等）		・いわき市総合防災訓練
	11			◇津波防災の日（11/5）
	12			
3	1			◇防災とボランティアの日（1/17）
	2			
	3	・役員会議（新旧役員の引継ぎ、資機材一覧表等の作成・変更）		

【防災資機材一覧表】

自主防災組織名

代表者氏名

資機材保管場所

(令和 年 月 日)

[illegible]

記載例

【防災資機材一覧表】

代表者（会長）名	梅本自主防災会
----------	---------

代表者（会長）住所	梅本 太郎
-----------	-------

資機材保管場所	梅本町公園倉庫
---------	---------

（令和○年 ○月 ○日現在）

市が自主防災組織結成時に配布している資機材		
品名	数量	備考
電池メガホン	2	1台は故障
ヘルメット	30	5個にヒビ有り
ロープ	3	
のこぎり	2	
おの	2	
ジャッキ	2	
担架	2	
テント	1	
安全誘導灯	5	
自主防災組織で独自に保有している資機材		
品名	数量	備考
ラジオ	2	
消火器	5	R1年10月購入
バケツ	3	
スコップ	2	
パール	1	
ハンマー	1	
救急セット	1	
毛布	30	
給水タンク	10	
乾パン	50	消費期限 R4年8月まで
缶詰類	50	
リヤカー	1	
ビニールシート	10	
発電機	1	

自 主 防 災 組 織 設 立 届

令和 年 月 日

いわき市長 様

自主防災組織の名称

会 長 等 の 住 所

会 長 等 の 氏 名

記

1 組織の活動地区及び世帯数（ 地 区 ） 世 帯

2 組織の隊員数 名

3 設立年月日 令和 年 月 日

4 決算期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

自 主 防 災 組 織 変 更 届

令和 年 月 日

いわき市長 様

自主防災組織の名称

会長等の住所

会長等の氏名

記

1 変更理由 代表者（会長）の変更

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 新代表者（会長）の住所

(TEL)

4 新代表者（会長）の氏名

自主防災組織統合（廃止）届

令和 年 月 日

いわき市長 様

自主防災組織の名称

会長等の住所

会長等の氏名

記

次の理由により、本組織を（ 統 合 ・ 廃 止 ）したいので、お届けします。

1 統合または廃止の理由

2 統合する場合は、相手先の組織名

3 統合または廃止年月日 令和 年 月 日

4 資機材等の処分について

※ 本組織を統合または廃止することについて構成員の同意を得たことを確認できる書類（会議録等）の写しを添付してください。

昭和60年5月20日制定

改正

平成26年3月25日

令和3年1月27日

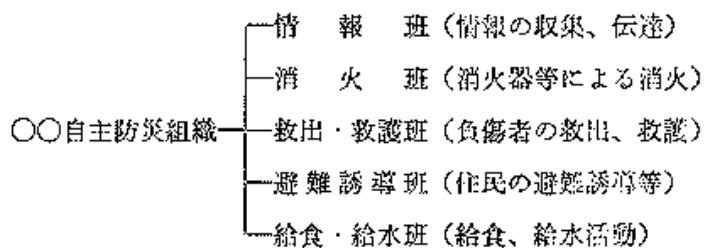
いわき市自主防災組織の結成促進及び育成指導に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時に備え、地域住民の防災意識の高揚を図り、もって自主的な防災活動が組織的に行えるように自主防災組織の結成促進と育成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、災害時に迅速かつ適切な防災活動を実施することを目的とし、自治会、町内会等又は地域の活動団体で1行政区（行政嘱託員が設置される単位をいう。）1組織を原則として、その地域の実情に応じ、おおむね次の図のように組織されたもので、市長の認定を受けたものをいう。



(自主防災組織の認定)

第3条 防災組織の代表者は、この要綱の規定に基づく自主防災組織の認定を受けようとする場合は、規約を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、内容等を確認し、自主防災組織としての可否を認定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(自主防災組織の結成促進)

第4条 市長は、自主防災組織が結成されていない地域に対して、自治会、町内会等を通して自主防災組織の結成の促進を指導するものとする。

2 前項の指導に当たっては、消防本部及び消防団と連携して行うものとする。

(防災計画)

第5条 自主防災組織の代表者は、次の各号に掲げる事項について防災計画を作成し、市長に届け出なければならない。防災計画を変更した場合も、同様とする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。

- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 防災資材等の備蓄及び管理に関すること。

(研修)

第6条 市長は、自主防災組織の指導者を育成するために毎年研修を実施するものとする。

(講習会等)

第7条 市長は、自主防災組織に対し、住民の防災意識の高揚のため、講習会等を積極的に開催するよう指導するものとする。

(防災訓練)

第8条 市長は、毎年地区を定めて、自主防災組織の防災訓練を実施するものとする。

- 2 自主防災組織は、前項に定めるもののほか、毎年自主的に防災訓練を実施するように努めなければならない。
- 3 自主防災組織の代表者は、前項の防災訓練を実施しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(資材・食糧等の備蓄等)

第9条 自主防災組織は、災害時に備え、自主防災組織の規模に応じ、別表第1に掲げる資材、食糧等を常時備えておくように努めなければならない。

- 2 市長は、自主防災組織に対し、前項に規定する資材、食糧等の備蓄及び点検を指導するものとする。

(補助)

第10条 市長は、次に掲げる場合、予算の範囲内で必要な補助を行うものとする。

- (1) 自主防災組織がその結成時に資材の備蓄を行う場合
 - (2) 市内で災害対策基本法第2条第1項に定める災害が発生し、前号に基づき市の補助を受けて備蓄した資材が滅失した場合
 - (3) その他市長が特に必要と認める場合
- 2 前項の補助の手続等に関しては、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下この条において「規則」という。）の定めるところによる。
 - 3 補助対象経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。
 - 4 規則第4条第1項に規定する申請書の提出期限は、第3条第2項の規定による自主防災組織の認定を受けた日から30日以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合又は本条第1項第2号の規定により申請を行う場合は、この限りでない。
 - 5 規則第12条第2号に規定する書類は、自主防災組織の活動状況を証する書類とする。

(損害賠償及び見舞金等)

第11条 市長は、第8条第1項又は第2項に規定する防災訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故により傷害（傷害に起因する死亡を含み、疾病を含まない。）を受けた場合には、法令の定めるところにより損害賠償をし、又は必要に応じ、見舞金等を支給する。

(損害補償)

第12条 自主防災組織が行う防災活動に関して、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった者に対する損害補償は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和54年福島県市町村総合事務組合条例第13号）の定めるところによる。

(庶務)

第13条 自主防災組織に関する庶務は、危機管理部危機管理課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年6月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に自主的な防災活動を行う団体として組織された次の表に掲げる団体については、この要綱の規定に基づき認定された自主防災組織とみなす。

附 則（平成11年12月10日）

この要綱は、平成11年12月10日から実施する。

附則別表

地区名	名称	設立年月日	区域名
平	平第36区 自主防災会	昭和56年2月11日	平（字正月町、字禰宜町）
	自由ヶ丘 自主防災会	昭和59年2月28日	自由ヶ丘
	平第18区 防災会	昭和59年9月1日	平（字五色町、字鎌田町、字下川原、 字上川原、字東町）
小名浜	林城コミュニティ 自主防災会	昭和56年2月1日	小名浜林城（字大門、字辻前、字柳町）
	玉川町 自主防災団	昭和58年7月1日	小名浜玉川町
勿来	小名田地区 自主防災会	昭和56年1月30日	植田町（小名田、西荒田、堂ノ作、桜 台）
	四沢作田 自治会防災会	昭和59年11月10日	勿来町（四沢作田、四沢高島の一部）
常磐	北団地 自主防災会	昭和56年2月1日	常磐上湯長谷町（湯台堂の一部）

	南団地 自主防災会	昭和56年4月1日	常磐上湯長谷町（湯台堂の一部）
	常磐松が台 自主防災会	昭和56年4月1日	常磐上湯長谷町（湯台堂の一部）
	上町 自主防災会	昭和56年5月1日	常磐湯本町（三函の一部）
	桜ヶ丘 自主防災会	昭和57年4月24日	桜ヶ丘（一丁目、二丁目、三丁目、四丁目）
内郷	立野地区 災害から町を守る会	昭和56年2月1日	内郷高坂町（立野）
	竹之内地区 自主防災会	昭和59年4月1日	内郷宮町（竹之内）
四倉	四倉町第11.12.13区 防災会	昭和56年2月1日	四倉町（字五丁目の一部、六丁目の一部）
久之浜	久之浜町東町町内会 自主防災会	昭和56年2月1日	久之浜町久之浜（字東町、字立）

附 則（昭和63年4月1日）

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則（平成8年10月14日）

この要綱は、平成8年10月14日から実施する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月25日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（令和3年1月27日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1（第9条関係）

活動内容	資材・食糧等
情報連絡用	電池メガホン、トランシーバー、トランジスターラジオ
初期消火用	消火器（箱付）、水バケツ、砂袋、街頭消火器、防火衣、ヘルメット、とび口
水防用	救命ボート、救命胴衣、防雨シート、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう
救出活動用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、おの、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート

避難用	強力ライト、標旗、ロープ、メガホン、警笛、安全誘導灯
給食・給水用	釜、鍋、こんろ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ、炊き出し用袋、米、乾パン、缶詰類
その他	資材格納庫、リヤカー、ビニールシート

別表第2（第10条関係）

補助対象経費										補助率
自主防災組織の加入世帯数に応じ、次の表の資材の購入に要する経費										100分の100以内で市長が定める率
資材 世帯数	ヘルメ ット	電池メ ガホン	タンカ	テント	ロープ	のこぎ り	おの	ジャッ キ	安全誘 導灯	
	個	個	個	張	巻	丁	丁	台	本	
100未満	10	2	1	1	1	2	2	1	1	
100以上 300未満	30	5	2	1						
300以上 600未満	60	10	4	2						
600以上	90	15	6	3						

自主防災組織活動のしおり

令和3年12月改訂

いわき市危機管理課

TEL 0246-22-7551

FAX 0246-22-1145

e-mail kikikanri@city.iwaki.lg.jp



市ホームページ